

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側の採用する意思連絡欠如説は、意思の連絡を共同正犯の要件と考え、これが欠ければ共犯からの離脱を認めるものであるが、こうした心理的因果性の存在で共犯の成否を決定するのはその成立が不安定になりやすいのではないか。また、この説は中止未遂の真摯な努力という判断基準を持ち込むものであり、中止未遂は本来単独犯の場合に想定されているものであるため、不適切な混同となっていないか。
- 10 2. 弁護レジュメ1頁22行目において、因果的影響力解消説に立った場合、共犯関係からの解消が認められることがほとんど不可能になるという指摘があるが、その様に言える具体的理由は何か。
- 15 3. 弁護側の採用する意思連絡欠如説において、共犯関係の解消の判断基準は「意思の連絡」が欠けたか否かであるとされているが、具体的にどのような場合に「意思の連絡」が欠けたとされるのか。

以上